

地方独立行政法人神奈川県立病院機構医監認定について

1 医監認定者について

平成28年3月22日（火）の理事会で医監手当の承認をいただき、その対象者である医監として、次の2名（医監認定候補者）を下記記載の理由から認定する。

（1） 麻生 俊英（こども医療センター心臓血管外科部長）（61歳）

（認定理由）

ア 着任前の手術件数（約100件）を高い技術力によって、手術時間の短縮を図り、その結果、手術件数を3倍に増加させた。

イ 世界でも超一流の腕を持つ心臓外科医と評価されている、この分野でのスペシャリストRoger Meeのもとでの研修を踏まえ、開発した独自の手術法の工夫を世界に発信し、世界の小児心臓外科医から賛同が得られ、その手術法が世界的に広まった。

ウ 50回以上の国際学会での発表や、多くの論文発表を行い、学術的な功績も高く評価されている。

（2） 山崎 雄一郎（こども医療センター泌尿器科部長）（58歳）

（認定理由）

ア こども医療センターに着任後、年間400例を超える手術件数を維持している。

イ 小児泌尿器科領域で困難とされる尿道下裂症例185例などをはじめ難易度の高い手術を実施した。

ウ 20回以上の国際学会での発表や、多くの論文発表を行い、学術的な功績も高く評価されている。

2 候補者決定までの経緯

3月23日（水） こども医療センター山下病院長より推薦書が提出される。

3月23日（水） 医監認定候補者選考会議を実施

3月24日（木） 医監認定候補者選考会議の結果を委員長から理事長へ具申

3月25日（金） 理事長が医監認定候補者を決定

4月12日（火） 理事会に議案を提出。承認後、医監認定証を対象者に交付

(参考)

資料 6

人事部

第31号議案

*3月22日理事会にて承認

医監手当の新設について

1 趣 旨

従事する業務の分野において卓越した技術を有する職員を医監として認定し、認定された職員に対して、医監手当を支給することとする。

「参考」

- 今日、マイスター制度などの名称で、一つの分野に精通したプロフェッショナルや技術を極めた職員に対して、手当や報奨金を支給することにより、処遇する人事上の仕組みを導入している企業が増えている。
- 一方、本機構においても、医師の中にその分野において高い技術を持って、業務に励んでいる職人気質の者がいる。
- そこで、認定された職員の更なる技術力の向上及び意欲の向上並びに中堅・若手職員への技術の伝承と後継者の育成が図られることを目的とする県立病院機構版マイスター制度を導入する。認定する称号の名称は「医監」とする。

2 医監手当及び医監認定の内容

(1) 手当額（給与規程第30条の4第2項）

医監手当の月額は、5万円とする。

(2) 医監認定の目的（要綱第2条）

認定された職員の更なる技術力及び意欲の向上並びに中堅・若手職員への技術の伝承と後継者の育成が図られることを目的とする。

(3) 医監の認定基準（要綱第3条）

次の各号のすべてに該当する者の中から理事会の承認を得るものとする。

ア 紹介規程第11条に規定する管理職手当の受給者でない者

イ 従事する専門分野において、治療・手術の実績から、卓越した技術を有する医師として、全国的に高い評価を受けている者

ウ 学会発表（特に国際学会）、論文発表において、高い評価を受けている医師

(4) 医監の認定手続き（要綱第4条）

ア 所属長等は、医監にふさわしいと考える職員の同意を得た上で、理事長に対して関係書類（履歴書、自己アピール、学会発表、論文発表、治療・手術の実績）を添え、推薦書を提出する。

イ 理事長が設置する医監認定候補者選考会議は、所属長等が推薦した職員の評

価を実施し、その結果を理事長へ具申する。

ウ 理事長は医監認定候補者を決定し、医監認定について、理事会に諮る。

エ 理事長は、医監として認定した者に認定証を交付する。

(5) 手続き（要綱第5条）

医監の認定期間は5年間とする。再度の認定を受けることにより、継続も可能とする。

3 施行期日

平成28年3月22日（理事会での承認を受けた日）